

氏 名 朝倉 一馬

登録番号 第 10970006 号

事務所名称 社会保険労務士法人朝倉労務管理事務所

事務所所在地 群馬県藤岡市藤岡1491-3

所属社会保険労務士会 群馬県社会保険労務士会

処分内容 失格処分

処分理由 ① A社、B社及びC社の従業員及び役員に係る被保険者報酬月額算定基礎届、D社の従業員及び役員に係る被保険者報酬月額変更届並びにA社の被保険者資格取得届(以下これらを「本件被保険者報酬月額算定基礎届等」という。)を作成し、日本年金機構に提出するに当たり、従業員及び役員が各事業所から得ている報酬は、各4事業所より提出のあった賃金台帳等に記載されている総支給額どおりであることを認識していたにもかかわらず、故意に、当該総支給額の金額よりも低い金額を報酬月額欄に記入した真正の事実と反する本件被保険者報酬月額算定基礎届等を、A社については平成29年8月7日、平成30年2月9日、同年6月12日、同年7月5日、同年11月1日、平成31年1月21日、同年4月5日及び令和元年6月5日付けで、B社については平成29年7月20日及び平成30年7月5日付けで、C社については平成29年7月10日、平成30年7月27日付けで、D社については平成30年11月27日付けで作成し、日本年金機構に提出した。

② 令和元年7月18日に日本年金機構桐生年金事務所(以下「桐生年金事務所」という。)がC社に対して行った事業所調査に際し、①記載の本件被保険者報酬月額算定基礎届等の証拠資料として、事実と異なる内容の株主総会議事録、取締役会議事録、役員給与規程を提示した。

③ 令和元年7月26日に桐生年金事務所がA社に対して行

った事業所調査に際し、①記載の本件被保険者報酬月額算定基礎届等の証拠資料として、事実と異なる内容の株主総会議事録、取締役会議事録、役員給与規程を提示した。

④ 令和元年8月 21 日に桐生年金事務所がB社に対して行った事業所調査に際し、①記載の本件被保険者報酬月額算定基礎届等の証拠資料として、事実と異なる内容の株主総会議事録、取締役会議事録、役員給与規程を提示した。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実にして申請書の作成、事務代理を行つたとき」及び同法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたとき」に該当するものである。